

大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内宿泊施設の競争力強化と魅力向上を目的とし、原油価格・物価高騰やコロナ禍において、今後の観光・宿泊需要に対応するための取り組みに対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む事業者をいう。ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、宿泊事業者が実施する別表1に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして市長が必要と認めたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 大牟田市内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 法人または団体の役員が暴力団員に該当する者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象施設)

第5条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、第4条の補助対象者が営む宿泊施設で、当該補助対象者が複数の施設を運営する場合は、旅館業許可証に記載のある施設ごとを対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものについて予算の範囲において交付する。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を含まず、国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度等により交付される補助金の額を除外して算定することとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額とし、一の補助対象施設あたり200万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第8条 補助事業を実施することができる期間は、第11条に規定する交付決定の日から市長が別に定める期日までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(補助回数)

第9条 第7条に規定する補助金の交付は、同一の補助対象施設について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (3) 施設改修を行う場合の施工前写真
- (4) 機器購入をする際のカタログ等内容を確認できるもの
- (5) 旅館業許可証の写し
- (6) 市税の滞納のない証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認め、補助金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付した条件を大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条中前項までの規定にかかわらず交付決定を行わない。

(1) 補助事業を行う宿泊施設が市外に移転、または閉鎖したとき

(2) 第8条に定める補助事業実施期間までに補助事業を実施する見込みがないとき

(3) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けようとしたとき

(4) 公序良俗に反する行為や非違行為が認められるとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定が不相当と市長が認めるとき

(補助金の変更承認申請)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助事業変更承認申請書（様式第4号）に、第10条各号に掲げる書類のうち、変更に係る必要書類等を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の各号すべてに該当するときはこの限りではない。

(1) 補助事業の内容及び補助金の交付決定額に変更が生じないとき

(2) 補助事業の内容の軽微な変更をしようとするとき

(補助金の変更決定)

第13条 市長は、第12条に規定する変更申請を受けたときは、その内容を審査し、その変更について承認したときは、その内容及びこれに付した条件を大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により、当該変更を申請した交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第14条 交付決定者が補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ大牟田市宿泊施設競争力強化事業中止届出書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（状況及び実地調査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助事業の実施状況についての報告を求め、実地調査を行うことができる。

（完了報告）

第16条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は補助事業終了年度の令和6年2月15日のいずれか早いほうの日までに、大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施設改修を行った場合の施工後写真
- (4) 機器購入を行った場合の納品状況を確認できるもの
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による完了報告があったときは、速やかにその内容を審査するとともに必要に応じて実地調査を行い、当該完了報告が補助金の交付決定（第11条の規定による交付決定又は第13条の規定による変更決定をいう。以下同じ。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、当該完了報告を行った交付決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう交付決定者に命ずることができる。

（補助金の請求及び支払）

第19条 補助対象者は、第17条の通知があったときは、速やかに大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金請求書（様式第9号）により市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の日から30日以内に補助金を補助対象者に支払うものとする。

(補助金の概算払)

第20条 前条の規定にかかわらず、市長が、必要があると認める場合は、概算払により補助金を支払うことができる。この場合において、補助金交付の決定の通知後、補助対象者は、大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金概算払請求書(様式第10号)により補助金の支払を市長に請求するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の概算払を受けたときは、第17条の規定による補助金の額の確定後、速やかにこれを精算するものとし、確定後の額を超える場合はその超える額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第21条 第4条第2項各号及び第11条第3項各号の規定は、補助金の交付決定後においても適用があるものとし、市長は、交付決定者が当該各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全部の返還を命ずることができる。この場合において当該補助金の交付決定者に損害が発生しても、市長はその賠償の責めを負わない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

別表 1

補助事業及び補助対象経費等について

補助事業	補助対象経費
<p>宿泊施設の競争力強化と魅力向上を目的とし、原油価格・物価高騰やコロナ禍において、今後の観光・宿泊需要に対応するための取り組み</p>	<p>環境に配慮した省エネ化、災害対策・安全機能の強化、感染症対策強化、デジタル化、バリアフリー化、外国人観光客受入強化、その他施設の競争力と魅力向上に資する施設の改修及び機器の購入等にかかる費用</p>

※次に掲げるものは、補助対象経費として認めない。

- ・ 人件費、食糧費、旅費等
- ・ 各種サービスの月額、年額利用料、会費等
- ・ 不動産の購入など、施設改修以上の固定資産の取得費用等
- ・ 車両、船舶の購入費・修理費・検査費用等
- ・ 消費税その他租税公課、収入印紙代、振込手数料等
- ・ 通常営業の仕入に要する費用
- ・ 客室の改修中期間における室料補填のための経費